

4月の保健目標  
自分の身体をよく知ろう

平成23年4月18日  
三島村立三島小中学校 保健室

新しい友だちや先生をむかえて、新年度がスタートしました！入学したての1年生だけでなく、どの学年にとってもワクワク＆ドキドキの新学期です。でも緊張や張り切りから疲れがやすい時期です。体調の変化に気をつけて過ごしましょうね。

## 保健室で「できること」と「できないこと」

保健室の利用方法や役割について、正しいと思うものには、まちがっていると思うものには×をつけてみましょう。

<p>おなかが痛いとき、保健室に行けば薬がもらえる</p>	<p>保健室では身長や体重をはかることができる</p>	<p>授業中にねむくなったら保健室でねむっていい</p>	<p>悩み事や心配事があるときは相談することができる</p>
<p>保健室は病院ではないので、内服薬（飲み薬）を出すことはできません。でも一緒にそうなった原因を考え、良くなるようにアドバイスをします。</p> <p>正解は... ×</p>	<p>休み時間ならいつでもどうぞ！大切に 부탁드립니다ね。</p> <p>正解は...</p>	<p>保健室では、体調の悪い人だけが、1時間程度休むことができます。</p> <p>正解は... ×</p>	<p>いつでも相談にのりますよ！</p> <p>正解は...</p>
<p>保健室ではけがの手当てをしてもらえる</p>	<p>保健室には健康に関する本や資料がたくさんある</p>	<p>「ほけんだより」には、役に立つ情報がたくさんついている</p>	<p>みんなで利用する保健室です。ルールを守って、気持ちよく利用してくださいね！</p> <p>養護教諭の川畑千種(ちぐさ)です。硫黄島にきて3年目です。今年もよろしくお願いいたします！</p>
<p>保健室では応急手当のみ行います。その後の治療は医療機関や自宅で行ってくださいね。</p> <p>正解は... ×</p>	<p>からだや健康について知りたいときに活用してくださいね。</p> <p>正解は...</p>	<p>すみずみまでじっくり読んでくださいね！</p> <p>正解は...</p>	

### 鹿児島県に感染性胃腸炎流行警報発令！

4月15日、鹿児島県に感染性胃腸炎の流行警報が発令されました。

春は「あたたかい」イメージがありますが、意外と気温の上下が激しいものです。「花冷え」「花曇り」という言葉があるように、昨日と今日で5～10℃気温がちがうこともめずらしいことではありません。

朝晩もグッと冷え込むので、衣服の調節や健康管理が大切です。天気予報で気温のチェックをしたり、夜に出かけるときはあたたかい服装にしたりしましょう。

長い連休もスタートします。どこでもうがい＆手洗いを実行して予防に努めましょう。

宣誓。

私たちは十六年前、阪神・淡路大震災の年に生まれました。今、東日本大震災で、多くの尊い命が奪われ、私たちの心は悲しみでいっぱいです。

被災地では、全ての方々が丸となり、仲間とともに頑張っておられます。

人は仲間を支えられることで、大きな困難を乗り越えることができますと信じています。

私たちに、今、できること。それはこの大会を精いっぱい元氣を出して戦うことです。

「がんばろう！日本」。

生かされている命に感謝し、全身全霊で、正々堂々とプレーすることを誓います。

平成二十三年三月二十三日  
創志学園高等学校野球部  
野山慎介 主将

先日行われた選抜高校野球の選手宣誓です。高校2年生の野山くんの力強い言葉に、たくさんの人が感動し、元氣をもらうことができました。私たちも家族と、仲間と、地域としっかりとつながりながら、精一杯、学校生活を充実させていきましょう！

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター 「災害共済給付金制度」について

「災害共済給付制度」とは、学校、幼稚園及び保育所の管理下で、児童、生徒又は幼児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う国・学校の設置者・保護者の三者の負担による共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度ですから、次のような特色を持っています。

- 1 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 2 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 3 学校の責任において提供した食物（学校給食、調理実習など）による0-157などの食中毒及び熱中症、また、いわゆる突然死も給付の対象となります。
- 4 全国の学校で児童生徒等総数の約97%に当たる1,767万人（平成21年度）が加入しています。

## 給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下（各教科や学校行事などの授業中）、部活動などの課外指導中、昼休みや放課後、登下校中における児童生徒の負傷（骨折、打撲、やけどなど）、疾病（異物の嚥下、漆による皮膚炎、熱中症など）に対する医療費、障害または死亡が給付の対象になります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下における事由によるもので、療養に対する費用の額が5,000円以上のもの。（自己負担額1,500円以上）	【医療費】 医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は療養に伴って要する費用として加算される分） <b>医療費の4割が支払われます</b> ただし高額療養費の対象となる場合は自己負担額に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。 また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額。
疾病	学校の管理下における事由によるもので、療養に対する費用の額が5,000円以上のもの（自己負担額1,500円以上）のうち、文部科学省令で定めるもの。 給食等による中毒、ガス等による中毒、溺水、熱中症、異物の嚥下または迷入、漆等による皮膚炎、外部衝突、負傷	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残された障害で、その程度により第1級から第4級に区分される。	【障害見舞金】 3,770万円～82万円（通学中の災害の場合1,885万円～41万円）
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡。	【死亡見舞金】 2,800万円（通学中の場合1,400万円）
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの。	【死亡見舞金】 1,400万円（通学中の場合も同額）
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの。	【死亡見舞金】 2,800万円

【補足】 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は初診から最長10年間行われます。  
災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から2年間行わないと、事項により請求権がなくなります。  
災害共済給付の給付事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。  
他の法令の規定による給付等を受けたときや生活保護を受けている場合は支払われない場合もあります。  
高等学校や高等専門学校の生徒が故意や事故の重大な過失により負傷、疾病、死亡したときは災害共済給付の一部もしくは全額を支払わない場合があります。

全医療費の合計金額が1,500円未満の場合は支給対象になりません。

「医療等の状況」の中で治療担当医師が「治癒」と判断した場合は、それ以降の支給は出来ません。

交通事故、飼犬による咬傷等、有責の加害者が想定される場合は給付しません。ただし加害者が特定できない場合は支給の対象になります。

PTA主催の行事、スポーツ少年団の練習等はたとえ学校の体育館等を利用していても学校の管理下ではないので対象外になります。

【注意】 通学路以外でのケガ、寄り道した際のケガ、帰宅後のケガ、子供会活動でのケガ等は全て対象外です。

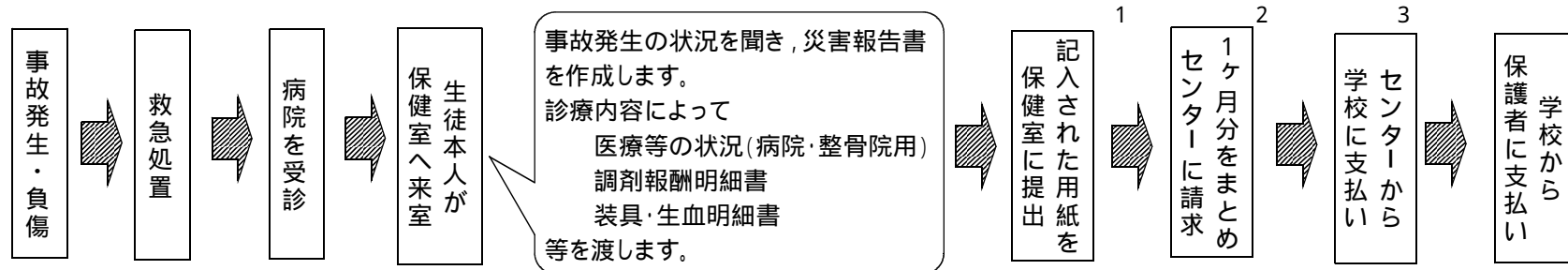
健康保険法の適用のないカイロプラクティック等は対象外です。また、はり師、あんまマッサージ指圧師での治療費は治療担当医師の同意のあるものだけが対象になります。

## 加入手続きと共済掛金額

毎年、全員が加入するよう手続きをとっています。三島村では役場で納入しています。（市町村によっては自己負担になります）

## 給付を受ける手続き

三島小中学校では全ての手続き等を保健室で行います。不明な点は学校へお問い合わせください。



1…提出された分を取りまとめ、学校からオンライン請求するとともに、教育委員会に必要書類を届けます。

2…教育委員会に請求し、支給されるまで約1～2ヶ月かかります。

3…支給があった後、保健室からそれぞれの保護者に「お知らせ」「領収書」を児童生徒便で届けます。期限内に保健室に直接保護者が受け取りに来てください。（児童生徒への支給はしません。）都合により期限内に受け取れない場合は相談のりりますので、電話等でその旨をお知らせください。